

(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業実施方針(概要版)

平塚市(以下「市」という。)は、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的な事業実施を図るため、(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)をPFI法に定められる手続に従い、DBO方式(Design:設計、Build:施工、Operate:運営)で実施する。

1 特定事項の選定に関する事項

(1) 事業名称

(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等

平塚市長 大藏 律子

(4) 事業予定地

平塚市大神 3342 番地他

(5) 事業の目的

本事業は、平塚市と大磯町(以下、「1市1町」という。)のごみ処理広域化の実現のため、「平塚・大磯ブロックごみ処理広域化実施計画」及び「平塚・大磯地域循環型社会形成推進地域計画」に位置付けられたものであり、1市1町から発生する可燃ごみ等の焼却施設を整備・運営するものである。

平塚市では、現環境事業センターの老朽化に伴い、新たな一般廃棄物処理施設として、(仮称)次期環境事業センター(以下「本件施設」という。)の建設を計画している。一般廃棄物処理施設の運営コストは経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。したがって本事業をDBO方式として実施することで、一般廃棄物処理施設の有効かつ効率的な更新と、長期間にわたる良好な運営・維持管理を行うことを目的とするとともに、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

(6) 事業内容

- (ア) 本件施設の整備・運営を行う。施設規模は、315t/日(複数炉で構成)以下とする。
- (イ) 焼却残渣(飛灰・焼却灰又はスラグ)全量の資源化を行う。
- (ウ) 本件施設には、エネルギー回収を行う発電施設を設ける。
- (エ) し尿処理施設及び厨芥類資源化施設からの汚泥等と発生残渣の焼却処理を

行う。

(7) 事業期間

事業期間は20年間とする。ただし、市は本件施設を30年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は30年間の使用を前提として設計・施行管理を行うこととする。

(8) 事業スケジュール(予定)

(ア) 実施方針の公表	平成20年10月22日
(イ) 特定事業の選定の公表	平成21年2月
(ウ) 募集要項の公表	同年4月
(エ) 提案書提出	同年9月
(オ) 優先交渉権者の決定	同年10月
(カ) 特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(キ) 契約詳細の詰め	平成21年11月～平成22年2月
(ク) 仮契約の締結	平成22年2月
(ケ) 特定事業契約の締結	平成22年4月
(コ) 設計・施工着手	同年4月
(サ) 本件施設の完工及び引渡し	平成25年3月末
(シ) 供用開始	同年4月1日
(ス) 契約終了	平成45年3月末日(事業期間20年間)

(9) 運營業務

- (ア) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、本件施設で利用し、電力会社等に売電することとする。売電収入及びRPS証書の販売に係わる収入は、運営事業者に帰属する。
- (イ) 運営事業者は、本件施設の所内と市が建設を計画している余熱利用施設に蒸気又は温水を供給する。
- (ウ) 運営事業者は、焼却灰の全量を熔融スラグ化やセメント原料化などの方法で資源化を行う。また、集じん器、ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰の全量を資源化する。

2 民間事業者の募集及び選定

(1) 事業者選定方式

公募プロポーザル方式

(2) 応募者の参加資格要件

- (ア) 基本的な要件
- (イ) 指定格付機関の格付
- (ウ) 技術的な実績

(3) 選定委員会の設置

- 委員 長 田中 勝 (鳥取環境大学研究・交流センター 教授)
- 副委員長 寺嶋 均 (社団法人全国都市清掃会議 技術顧問)
- 委員 大江 俊昭 (東海大学工学部エネルギー工学科 教授)
- 委員 野本 修 (西村あさひ法律事務所 弁護士)
- 委員 中戸川 崇 (平塚市 副市長)
- 委員 吉川 重雄 (大磯町 副町長)

(4) 事業者選定基準

- (ア) 価格要素
- (イ) 非価格要素
 - a プラント性能
 - b 運営・維持管理体制
 - c 環境性
 - d 事業の安定性・信頼性
 - e 事業の継続性

(5) 事業者選定方法

- (ア) 第一次審査を実施
- (イ) 応募者との対話を実施
- (ウ) 第二次審査を実施 (形式審査、非価格要素審査及び価格審査)
- (エ) 総合評価を実施

以 上